

第4章

フィリピンにおける障害者教育法

森 壮也

要約：

フィリピンの障害児の大多数は、学校、専門教師といった教育リソースの不足により十分な教育を受けられないでいる。同国の障害児教育を支える主要法制として、障害者のマグナカルタが知られているが、同法で述べられているのは、障害児が持つ教育を受ける権利についてのみであり、それを実現するための諸規則や制度の整備は不十分なままである。その背景には、同国で障害児教育全般を包括的に司る法律がないという問題がある。それに代わるものとして、同国では「特殊教育のための政策とガイドライン改訂版（1997）」が存在する。しかしながら、このガイドラインは、法律としての効力は有していない。加えて、近年、障害当事者の視点を重視し、尊重する国連障害者の権利条約に見られる新しい動きの中で、新たな変革の波を受けている。

キーワード：

フィリピン 障害者 法制 権利条約 特殊教育

はじめに

フィリピンの障害児教育についての記述は、国際協力の現場での教育実践報告などに多数見られるが（[中村 2010; 2011], 吉田 [2003] など）、障害児教育法について書かれた

論文は実はほとんどない。中西〔2000〕が法的な背景についてわずかに述べているほか、JICAによる国別報告書である国際協力事業団企画・評価部〔2002〕が一部触れているのみである。途上国の現場からの国際協力要請、支援要請にとりあえず応える形で障害児教育分野への支援が行われている。しかし、こうした状況の問題の背景にある法制度についてのまとまった理解が欠損したままという状況が続いている。本論は、そうした現状を踏まえ、同国の障害児教育の制度的な背景についての外観的な理解を法制度の側面から与えようというものである。

最初に、フィリピンの障害児の教育状況について教育省で入手可能なデータに基づいて概要を説明する。また同国の障害児教育制度について、基本的な枠組みを提示する。その後、フィリピンにおける主要な障害児教育関連法制を紹介する。その上で同国の障害児教育においては、後に述べるようにそれを支える基本法がないことを指摘し、基本法に代わるものとして同国の障害児教育のベースとなっている障害児教育ガイドラインについて説明する。最後に議論をまとめる形で、最終報告書に向けた今後の研究課題を提示する。

I フィリピンの障害児の教育状況と障害児教育制度

フィリピンの障害児はどのような状況にいるのだろうか。Quijano〔2009〕によれば、2011年現在で学齢期の障害児の数は101,762人とされているものの、これら障害児のうちの97.3%が未だ教育を受けられないでおり、残りの約5,916人は地域の一般校で学んでいる。また同年現在で、全国にSPED（Special Education Center）と呼ばれる特別支援教育のセンターは、276あるとしているが、障害児の推定数を考えると、この数字はあまりに少ない。実際に学校に在学している障害児については教育省が各学校からの報告数字をとりまとめており、最新の2011-2012年の統計では、小学校レベル（表1）、高等学校レベル（表2）となっている。またこれらと比較する意味で一般の小学校、高等学校の統計数字も示した（表3および表4）。一般の生徒については、在籍数以外の学業の達成度を示す就学率や残存率などの統計がとられているが、障害児については同様の統計はとられていない。開発途上国の多くでは、教育担当官庁キャパシティの制約から障害児教育についての統計は貧弱なことが多いが、フィリピンでも同様である。一般校に在籍する子供の数も同国では、推定での数字しか得られていない。なお学校課程の理解の参考のため、図1にフィリピンの教育課程の年齢との対照表を掲げた。

表 1

障害児の学校在籍状況(小学校, 2011-2012学校年度)													
障害別	学習障害	聴覚障害	視覚障害	知的障害	行動障害	肢体不自由	自閉症	言語障害	慢性病	脳性マヒ	障害児合計	天才児	総計
	49,337	15,747	4,474	12,918	6,040	1,200	6,063	1,151	803	198	97,931	146,525	244,456
出所: Dept of Education, The Philippines													
							*						

表 2

障害児の学校在籍状況(中学校, 2011-2012学校年度)												
障害別	学習障害	聴覚障害	視覚障害	知的障害	行動障害	肢体不自由	自閉症	言語障害	慢性病	重複障害	発達障害	総計
	4,931	835	482	143	786	22	70	121	120	166	2	7,678
出所: Dept of Education, The Philippines												

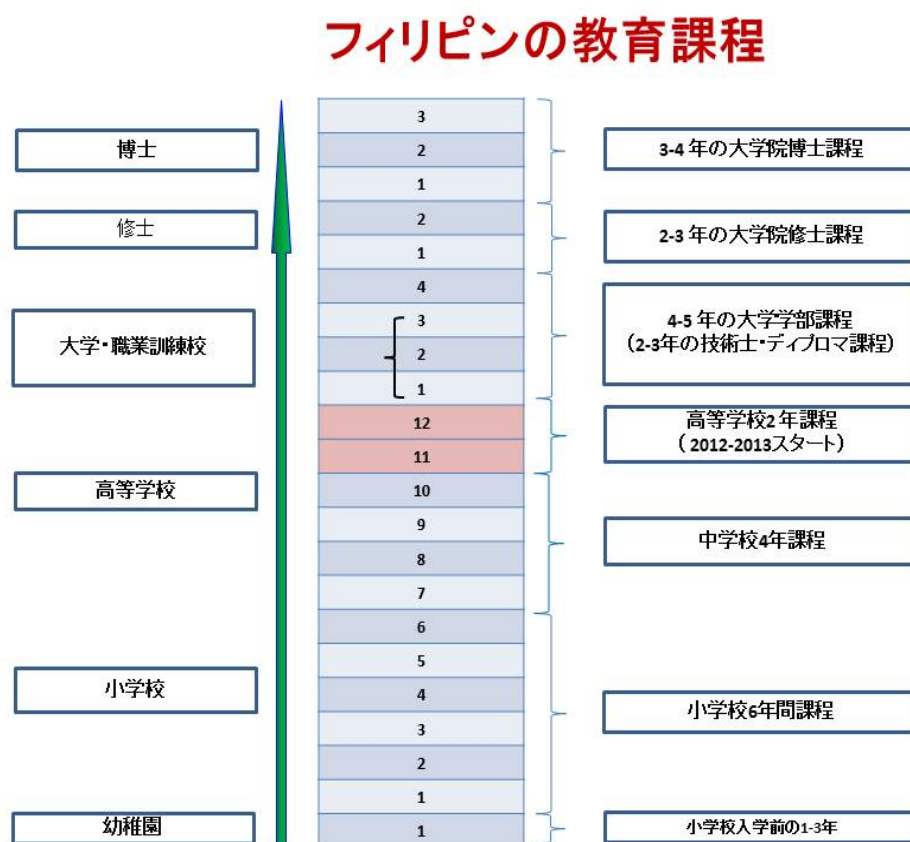
表 3

フィリピンの小学校(一般)の児童在籍数およびその他の現況					
	2006-2007	2007-2008	2008-2009	2009-2010	2010-2011
小学校在籍者数	13,145,210	13,411,286	13,686,643	13,934,172	14,166,066
公立(政府援助100%のSUC校を含む)	12,096,656	12,318,505	12,574,506	12,799,950	13,019,145
私立	1,048,554	1,092,781	1,112,137	1,134,222	1,146,921
教師数(SUCの実験校を含まない)	390,107	397,468	405,588	410,386	413,872
公立	343,646	348,028	353,280	358,078	361,564
私立	46,461	49,440	52,308	52,308	52,308
Performance Indicators :					
就学率	105.49%	106.20%	106.84%	107.23%	107.47%
純就学率	87.90%	88.31%	89.18%	89.43%	89.89%
残存率	73.43%	75.26%	75.39%	74.38%	74.23%
小学校修了率	71.72%	73.06%	73.28%	72.18%	72.11%
小学校ドロップアウト率	6.37%	5.99%	6.02%	6.28%	6.29%
中学進学率	96.19%	96.97%	97.05%	96.99%	96.87%
出所: factsheet2011_Nov 16, Dept of Education, the Philippines					

表 4

フィリピンの高等学校(一般)の在籍数と生徒数							
中学校在籍数	6,414,620	6,298,612	6,363,002	6,506,176	6,763,858	6,806,079	6,954,946
公立	5,100,061	5,013,577	5,072,210	5,173,330	5,421,562	5,465,623	5,580,236
私立	1,314,559	1,285,035	1,290,792	1,332,846	1,342,296	1,340,456	1,374,710
教師数(SUCの実験校を含まない)	171,829	175,178	179,744	184,883	193,224	197,684	201,435
公立	123,115	125,679	128,191	131,865	138,058	142,518	146,269
私立	48,714	49,499	51,553	53,018	55,166	55,166*	55,166
出所: factsheet2011_Nov 16, Dept of Education, the Philippines							

図 1



I 障害児教育関連主要法制

フィリピンの教育法制についての論文もほとんどない。しかし、その中でも数少ない論文として、Manuel and Gregorio [2011] があげられるが、そこで論じられているのは、2000 年 ECCD 法（幼児教育管理法）がメインであり、小学校教育以降についての記述はほとんどない。これ以外では、Manasan, Celestino and Cuenca [2011] が障害児教育予算の法的側面について、経済学的な分析をする背景として論じているのみである。以下では、現地におけるインタビュー¹及び Pangalangan [1998] などによって得た情報から障害児教育関連主要法制について論じていくことにする。

1. 1987 年憲法

1987 年憲法は、フィリピンにおける平等の基本的な基準について述べており、「国は、国家発展のすべての局面において社会正義を促進する。」²とある。これが同国の差別是正

措置（Affirmative Action）の基本となっているとされ、恵まれない人たちに有利な差別的措置の根拠となっている。そうした文脈の中、憲法において、障害児の教育は、「初等学校及び高等学校の段階における無償の公教育制度を創設し、維持すること。児童を養育する両親の自然的権利を制限することなく、初等教育はすべての学齢児童に対して義務とする。」³として国の義務として規定され、実施されている。

2. 障害者のマグナカルタ(RA7277 及び RA9442)

第二章 教育

障害者のマグナカルタでは第 2 章が教育に当てられており、第 12 節から第 17 節までで構成されている。

第 12 節は、良質の教育へのアクセスと題された節で、

「国は障害者に彼らの能力を発達させるため、良質な教育や十分な機会へのアクセスが提供されるようにするものとする。いかなる教育機関もハンディキャップやディスアビリティを理由として、自らが提供しているいかなる課程についても障害者の入学を拒否することは違法となる。

国は教育政策やプログラムの策定において障害者に特別に必要とされる条件を考慮に入れなければならない。教育機関には、学校設備、授業スケジュール、教育のための物理的必要条件の利用、その他、妥当な考慮すべきことという点について障害者の特別なニーズを考慮することが奨励される。国はまた教育機関、特に障害者のための学習課程を用意する付加的なサービスを提供する高等教育機関による措置の促進をしなければならない。」としており、教育機関による障害者の入学差別を禁じると共に、障害者のための特別な措置を施策で講じることやそのための支援を国がすべきものとしている。

第 13 節は、障害学生への支援と題された節で、

「国は、高等学校以降の教育また高等教育を受ける資格があるが、経済的に周縁化されている障害学生への経済的支援を提供するものとする。そうした支援は、奨学金、学資ローン、補助金、その他のインセンティブの形をとって公立学校及び私立学校の双方の有資格の学生に提供されうる。共和国法第 6725 号に基づいて創設された民間教育学生経済支援プログラム（the Private Education Student Financial Assistance Program）の少なくとも 5%は、職業課程、技術課程、あるいは学位課程に進もうという障害学生のために引き当てられなければならない。」

として障害学生への経済的支援を国が支えることを求めている。

第 14 節は、特殊教育の節で、

「国は、視覚障害、聴覚障害、知的障害者、またその他のタイプのフィリピンすべての地域の異常な子供たちのために、完全に適切かつ統合された特殊教育システムを確立し、

維持し、支援するものとする。この目的のため、教育・文化・スポーツ省が設立され、諸都市・市部にある公立学校には特殊教育クラスが設立されなければならない。また同省は、諸地方、都市、市部に実行可能ならば、点字・記録図書館を設立するものとする。

中央政府は、全国的な特殊教育プログラムの効率的な実施のため、必要な資金の配分を行わなければならない。地方自治体も同様に中央政府の資金を補うような対応する資金を割り当てることができる。」

として中央政府にあっては教育省がこうした特殊教育について責任を持つこと、およびそのための資金配分を行うことを定めている。

第 15 節は、職業訓練プログラム及びその他の訓練プログラムという節である。ここでは、

「国は障害者に市民学、職業的能率、スポーツや身体保健、その他の技能の訓練を提供するべきである。教育・文化・スポーツ省は、各地方の少なくともひとつの公立の職業・技術訓練校に障害者のための特別な職業・技術訓練プログラムを設立しなければならない。同省は、特別に障害者のために彼らの障害の性質を考慮に入れて、スポーツ・身体保健プログラムを開発・実施しなければならない。」

として教育省が行うべき障害者のための職業訓練プログラム、スポーツ・身体保健プログラムを定めている。

第 16 節は、非公式教育で、

「国は障害者の全人的な発達を意図して非公式教育プログラムを開発しなければならない。国は、障害者の特別なニーズに応じた非公式教育プログラムとプロジェクトのため適切な資源を提供しなければならない。」

としている。ここで言う非公式教育プログラムとは、「公式な教育システム以外の場所で行われる組織化されていない教育活動で、公式な教育を補完、またそれに代替するものとして策定されたもの」⁴のことである。

最後の第 17 節は、国立大学と題されており、

「もし実行可能で必要ならば、各地域・地方にある国立総合・単科大学は、(a)障害者のための教材機器や技術的な支援の開発(b)職業リハビリテーション及び特殊教育指導のための訓練教材の開発(c)特に視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由学生、知的障害や重複障害、またその他の人たちの特別な問題の研究、また障害者が直面する社会的なバリアや差別の軽減のための研究(d)そのカリキュラム内に障害者のための特殊教育 (SPED) コースを含めることといったことに責任を持たなければならない。中央政府は、これらの国立総合・単科大学に視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由学生のために必要な特別な設備を提供しなければならない。中央政府は同じように上記の支援で必要な資金を配分しなければならない。」

として国立大学の負うべき責任と中央政府の負うべき障害者のための大学教育におけ

る責任について規定している。

上記のように障害者のマグナカルタは、フィリピンにおける障害者基本法として障害児教育を受ける権原を示していると言えるが、「利用可能な範囲の限りにおいて」という条件が付いているため政府の果たすべき義務としては不完全なものとなっている。

障害者のマグナカルタは森 [2008a; 2010; 2012] でも述べられているようにフィリピンの障害者の権利法として策定されている。その中に障害児・者教育についての記述が見られることは、評価すべきことではあるが、一方でそうした総合的な法律の中に、教育という財政的にも大きな配分を必要とし、制度的にも大きな枠組みを必要とする内容が組み込まれたことは、ある意味でフィリピンにとって必ずしも幸福とは言えなかった。フィリピンの多くの法は、障害児の教育の権利を定めているものの、教育全体の中で障害児教育の優先順位は低い。マグナカルタ実施規則が別途、編まれるのに時間がかかったということもあるが、障害児教育そのものを組織するために多くの別の法制度が必要になってしまい、それが全体として障害児教育のための法制の弱さ、障害児教育全体を統べる基本法の不在という後に述べる問題につながってくるからである。

3. その他の障害児教育関連法と制度

フィリピンにおける障害児教育に関連した法律や制度は、非常に多岐にわたっている。

(1) 障害児教育のための原資に関わる法・制度

フィリピンでは、障害児教育のための資金調達の元となっているのが共和国法第 5447 号 (RA 5447, 1968 年) である。これは別名「特殊教育基金設立法」とも呼ばれ、特別たばこ税、タバコ輸入関税を原資として、障害児教育基金を設け、学校委員会 (School Board) をその管轄機関として設立するという法律である。

ところが、その後、大統領令第 189 号 (EO189, 1987 年)、別名「公立中学校教員教育省管轄法」によって RA5447 の資金は、特殊教育担当教員でなくても教員全部の給与に充てられる結果になってしまった (Sec.4)。学校教育のための予算の不足により障害児教育のための原資が浸食される結果となってしまったのである。

(2) 教育プログラムに関わる法・制度

一方、障害児教育プログラムについては、障害者のマグナカルタは何も規定しておらず、他の法律によって同国の障害児教育は迷走することになる。まず、共和国法第 8980 号 (RA8980, 2000 年)、別名「早期教育 (ECCD) 法」によって、ECCD 調整会議が早期教育プログラムを開発することとなった。その後、2001 年に共和国法第 9155 号 (RA9155) が制定された。同法は、「基礎教育ガバナンス法」とも呼ばれ、基礎教育の定義、障害児教

育を含む基礎教育についての管理・管轄について定めた法律である。また、それまでであった教育省を教育・文化・スポーツ省に改名する根拠となった法律でもある。この法律で基礎教育は「その後の教育の基礎となりうる基盤を身につける基本的な学習ニーズを満たすための教育」と定義された。また特別なニーズを持つ人たちの教育を含む形でフィリピンの幼稚園から大学までの教育課程を整備したのもこの法律である。

(3) 教育制度管轄機関に関わる法制

次は、障害児教育を実際に地域で管轄する機関を定めた制度である。これは、まず教育省令第 14 号(1993) によって、地域での障害児教育の政策を策定する SPED 評議会が設置された。引き続いて教育省令第 1 号 (1997) によって、フィリピンの各地域に地方 SPED 部と特殊教育担当スーパーバイザー職が設けられ、ここが各地域で障害児教育を実際に管轄することとなった。そして管轄・管理機関が整備されたことによって、教育省第 26 号 (1997) により、地域のすべての学校で SPED プログラムが義務化されることとなった。また一般の地域校における特殊教育と特殊教育学校における特殊教育の間の業務調整が教育省令第 5 号(1998)によって実施された。さらに教育省令第 11 号(2000)で特殊教育センターが公認され、政府の管轄下に正式に入るに至っている。

以上のように障害児教育を実際に担う機関、それを監督する機関は、フィリピンにおいては、障害児教育法のような基本法ではなく、教育省令によって行われており、特殊教育基金の変質に見られるように、障害児教育の財政基盤の弱화가容易にもたらされやすい状況が存在する。

II 障害児教育ガイドラインと法制

障害児教育を統べる基本法がない中、フィリピンの教育省の障害児教育担当者 (Special Education Division, Bureau of Elementary Education, Department of Education, Culture and Sports) や各行政が大きな拠り所としているのが、「特殊教育のための政策とガイドライン改定版 (Policies and Guidelines for Special Education, Revised Edition, 1997)」である。ドイツの国際 NGO, CBM (Christofel Blindenmission) の経済的支援を受けて作られたこのガイドラインは、それまでの教育省によって発された諸政策をまとめたものである。同書をまとめた当時の教育省特殊教育部主任の Yolanda S. Quijano 女史は、現在、教育省次官 (Undersecretary) として、今もフィリピンの障害児教育に及ぼす影響は大きい。

同ガイドラインは、全部で 19 の章からなっている。各章のタイトルは以下の通りである。

- 第1章 哲学, 目的, 目標
- 第2章 定義と範囲
- 第3章 子供の特定化, スクリーニング, 評定と評価
- 第4章 学校行政とクラスの組織
- 第5章 カリキュラムの内容, 指導戦略と教材
- 第6章 障害児教育の諸制度
- 第7章 学校施設の設備
- 第8章 採用, 福利, および開発
- 第9章 管理と監督
- 第10章 プログラムとサービスの評価
- 第11章 調査・特別研究
- 第12章 両親教育とコミュニティを巻き込むこと
- 第13章 他機関との連携
- 第14章 広報, 教育, 意思疎通
- 第15章 資金調達
- 第16章 教育体制強化のための法制
- 第17章 特別条項
- 第18章 補遺
- 第19章 発効

といった内容になっており、この他、附録として用語定義集と障害児特定のための参考となる発達表（年齢に伴う身長と体重の男女別表）が付けられている。これが教育省の担当者と各学校の担当者間で共有されるバイブルのような存在になっており、法律ではないものの、法律と同様の効果を実際に発揮する文書となっていると言える。

同ガイドラインが大変に包括的な内容であることは各章の題からも伺えるが、同書が出されたのは、フィリピンの障害児教育が隔離から統合に向かった時期であり [De Torres 2008], こうした時代の制約をこのガイドラインも背負っている。すなわち、障害児教育は、統合教育への一過程に過ぎず、障害児教育自体に今日、与えられているような独自の位置づけやインクルーシブ教育の位置づけなどは、未熟な状態である。

こうした現状を反映した形で教育省は、議員を通じて議会に何度か包括的な障害児教育法の提案を行っているが、現在までのところ、法律として成立するに至っていない。フィリピンにおいては、日本と異なり法律のメインストリームは議員立法である。またいわゆる政党政治と異なり、議員は人的なつながりや地域的なつながりなどで政党の所属を変えることも多く、政府のイニシアティブによる法律の成立には大きな困難を伴う。数度にわたる試みが成功していないことから、障害児教育法が同国で成立するのかについては、政府担当者も期待をしておらず、それは同国において障害児教育が停滞する原因ともなっ

いる。国連障害者の権利条約とそれへのフィリピンの批准は、そうした同国の状況に若干の刺激を現在、与えつつある。インクルーシブ教育と当事者の権利を尊重した教育を目指す権利条約での方向性は、インテグレーションの延長としてのインクルージョンの発展という意味では、フィリピンの従来の路線と同じライン上にあると言える。しかし一方では、たとえば、当事者の権利の尊重から、ろう者の手話への位置づけが問い直されているという変化も見られる。

本節で述べているガイドラインは、ろう児への教育について次のように述べている。

「カリキュラムの内容、指導戦略と教材

1.4 聴覚障害者のために修正されたカリキュラムは、トータル・コミュニケーションという個々の子供のコミュニケーションや教育的ニーズを満たすために調整された、哲学に基づくコミュニケーションと言語発達に重点を置くべきである。加えて、カリキュラムは、発声、読話、聴能訓練とリズムの特別指導を含むべきである。多感覚的アプローチは最大限考慮されるべきで、発声/読話と手話が第1学年から開始されることが奨励されるべきである。

1.4.1 ピリピノ手話が聴覚障害児の教育では用いられるべきである。(第5章)」

ここで言及されているピリピノ手話(PSL)は、現在、ろう者のコミュニティからは否定されている[森 2008b]。耳が聞こえるろう学校の教師が使う PSL ではなく、ろう者のコミュニティの言語である FSL こそが、ろう教育では用いられるべきとされ、2012 年下院に FSL 法案(HB6079)が提出された。同法案は下院を通過し、現在、上院での同趣旨の法案が審議されている。FSL 法案では、ガイドラインで典型的な形として想定されていた非障害者のみによる教育ではなく、障害当事者による教育も盛り込まれている。いわば、1970 年代的な枠組みの中にあったガイドラインが、障害者の権利条約に代表される世界の変化によって、大きなパラダイム変換を迫られているといえることができる。

おわりに

以上、述べてきたようにフィリピンには障害児教育の包括的法律が存在しない。すなわち、障害児に特殊教育(特別支援教育)を義務づける法律の不在という状況が、現在もなお続いている。障害児に教育の権利は与えられているものの、それを実際に実効ある形で国家に強く義務づけ、障害児の権利の実現を図る体制が、法制では不十分にしか整備されていなかったと言える。こうした状況の中で、障害児教育包括法にとって代わるものとして、「特殊教育のための政策とガイドライン改定版」が同国では用いられてきた。

しかしながら、1970 年代の終わりに策定されたガイドラインということもあり、現在では、古い考え方にに基づくものだという評価になりつつある。障害児教育包括法は、これまで議員立法による試みがあり、下院で少なくとも 7 回、上院では少なくとも 11 の法案が

提出されているが、いずれも採択されていない。最新のものでは、下院障害児教育法案 6498 号(HB6498, 2012 年)が現在、議会で提出されているが、これまでの法案同様、廃案になってしまうのではないかと、さほど期待されていない。しかし、そうした法律は、教育省が出したガイドラインと比べれば、似たような内容であっても制定されれば、フィリピンの障害児教育にとっては大きな前進となるはずである。

しかしながら、一方で、こうしたガイドラインに体现される仕組みは、40 年近くを経て、大きなチャレンジにも直面している。それを象徴的に示すのが、フィリピンのろう社会から議員を通じて提案されたフィリピン手話法案 (FSL 法案, HB6079) である。ろう社会の言語であり、ろう者の母語であるフィリピン手話 (FSL) をフィリピンの公用語の中に加え、ろう学校でも用いるべきであるという法案である。この法案に、教育省は大きく抵抗し、議会の公聴会で反対の論陣を張った。彼らは、ろう学校で現在使われている手話が、FSL ではなく、いわゆる SEE(Signed Exactly English)と呼ばれる英語の語順で FSL の単語を並べたものであることを認め、そうした手話こそが、英語の習得、ひいては、ろう者の将来の就労を有利にするとして自然言語である FSL の導入に反対したのである。この彼らの主張が事実であるかどうかは、現在のフィリピンのろう学校における教育が成功しているかどうかで判断せざるを得ない。しかしながら、論者の見るところ、本論で述べたように法律に基づいた財政的な保障がなく、慢性的な資金不足の状態の中、教員への SEE のトレーニングは十分に行われていない。一方で、FSL ができる教員もほとんどいない状況を考えると、過去の路線の延長でフィリピンのろう教育に光が見えるかどうかは、はなはだ疑問である。

フィリピンの障害児教育が現在、どのような法制的問題を抱えており、それがどのような実体に結びついているのか、まだまだ十分な議論がつくされたとは言えないが、少なくとも本論によって、議論に若干の前進が見られたならば幸いである。

〔注〕

¹ 2012 年 11 月にフィリピンのマニラにおいて行われたフィリピン大学法学部教授 R.C.Pangalangan 氏および Chato Olivas Vda-De Gallo 弁護士とのインタビューによる。

² フィリピン共和国憲法 第 2 条第 10 節、憲法訳文は、衆議院憲法調査会事務局 [2003] によった (以下、同じ)。

³ フィリピン共和国憲法 第 14 条第 2 節(2)。

⁴ IRR OF RA 7277, IMPLEMENTING RULES AND REGULATIONS of the Magna Carta for Disabled Persons (Republic Act No. 7277)

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 遠藤 聡 2012 「フィリピンの幼稚園教育法—基礎教育の制度化—」『外国の立法 253 (2012. 9)』, pp163-172。
- 国際協力事業団企画・評価部 2002 『国別障害関連情報 フィリピン共和国』 国際協力事業団 (http://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/pdf/phi_jap.pdf, 2013/03/06)。
- 衆議院憲法調査会事務局 2003 『フィリピン共和国憲法—概要及び翻訳—』 衆憲資第19号 (委託調査報告書), 衆議院憲法調査会事務局。
- 中西由起子 2000 「アジア太平洋の障害者の教育[1]」, アジア・ディスアビリティ・インスティテート, (<http://www.asiadisability.com/~yuki/ED.html>, 2013/03/07)。
- 中村真理 2010 「協力大使レポート」『福井県国際協力大使レポート No.1』 (http://www.pref.fukui.jp/doc/kankou/report_d/fil/109.pdf, 2013/03/07ダウンロード)。
- 2011 「フィリピンの聴覚障害教育について」『福井県国際協力大使レポート No.2』 (http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankou/taisi_d/fil/085.pdf, 2013/03/07)。
- 森壮也 2008a 「障害者のエンパワメント」山形辰史編『貧困削減戦略再考 生計向上アプローチの可能性』アジア経済研究所選書4, 岩波書店, pp.221-254。
- 2008b 「フィリピンのろう教育とろうコミュニティの歴史—マニラ地区を中心とした当事者主体の運動の形成と崩壊, 復活」森壮也編『障害と開発 途上国の障害当事者と社会』アジア経済研究所双書 No.567, アジア経済研究所, pp.291-317。
- 2010 「障害者差別と当事者運動—フィリピンを事例に」小林昌之編『アジア諸国の障害者法 法的権利の確立と課題』アジ研選書 No.585, アジア経済研究所, pp.183-206。
- 2012 「フィリピンにおける障害者雇用法制」小林昌之編『アジアの障害者雇用法制—差別禁止と雇用促進』アジ研選書31, アジア経済研究所, pp.157-186。
- 吉田美穂 2003 「フィリピン KAMPI の統合教育推進プロジェクト— BBC(ブレイキング・バリアー・チルドレン) —」, アジア・ディスアビリティ・インスティテート (<http://www.asiadisability.com/~yuki/147.html>, 2013/03/07)。

〈外国語文献〉

- De Torres, M.S.B. 2008, *One Hundred Years of Special Education in the Philippines 1907-2007*, Dissertation submitted to College of Education, University of the Philippines.
- Guerrero, C.S. 2003. *Country Report for 2003 ACCU-APPEAL Joint Planning Meeting on Regional NFE Programmes in Asia and the Pacific*. (http://www.accu.or.jp/litdbase/pub/pdf_cr05/03DB_Philippines.pdf, 2013/03/06).

- Manasan, R.G., A. B. Celestino and J. S. Cuenca, 2011, Mobilizing LGU Support for Basic Education: Focus on the Special Education Fund, *DISCUSSION PAPER SERIES NO. 2011-07*, Philippine Institute on Development Studies.
- Manuel, M.F. and E.B. Gregorio. 2011 Legal Frameworks for Early Childhood Governance in the Philippines, *International Journal of Child Care and Education Policy*, Vol.5. No.1, pp.65-76.
- Pangalangan, R.C. 1998, Children with Disabilities: The Burdens of Dual Discrimination, Romero, Florida Ruth P and Elizabeth A. Pangalangan, ed., *Looking After Filipino Children: A Compendium of Philippine Laws and International Declarations, Conventions, and Covenants*, Makati City, Philippines : Children and Youth Foundation of the Philippines.
- UNESCO. 2007, *Philippine Education For All 2015: Implementation and Challenges*, UNESCO.
- Quijano, Y.S., 2009, INCLUSIVE EDUCATION: THE PHILIPPINE PERSPECTIVES, Presentation for 19th Asian Federation on Intellectual Disabilities Conference (Singapore, 22-26 November 2009) (<http://seameoforum.files.wordpress.com/2011/09/inclusive-education-vietnam-oct20-2011.ppt>, 2013/03/06).